

審査基準（公表用）

健康福祉部 薬務課

法令名	麻薬及び向精神薬取締法	法令の番号	昭和28年第14号						
許認可等の種類	向精神薬試験研究施設登録証の再交付	根拠条項	第50条の7						
審査基準	<p>向精神薬試験研究施設登録証の再交付は、麻薬及び向精神薬取締法第50条の7において準用する第10条の規定に基づき審査し、適合している場合に登録証の再交付を行う。</p> <p>1 向精神薬試験研究施設登録証の再交付申請 向精神薬試験研究施設設置者は、登録証をき損し、又は亡失したときは、30日以内に、その事由を記載し、且つ、き損した場合にはその登録証を添えて、県知事に、登録証の再交付を申請しなければならない。</p> <p>2 向精神薬試験研究施設設置者は、前項の規定により登録証の再交付を受けた後、亡失した登録証を発見したときは、30日以内に、県知事に、その登録証を返納しなければならない。</p>								
	受付機関	保健所	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間	10日	目次NO